

令和5年度答申第30号  
令和5年9月20日

諮問番号 令和5年度諮問第30号（令和5年8月29日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る

債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、個人で解体業を営むB（以下「本件事業主」という。）に雇用された労働者で、本件事業主が営む「C」の業務に従事していたが、令和2年5月10日、退職した。

（確認申請書、復命書）

- (2) 審査請求人は、令和2年10月15日、処分庁に対し、本件事業主について、上記2（2）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定）を申請したところ、処分庁は、令和4年1月21日、その認定をした。

（認定申請書、認定通知書）

(3) 審査請求人は、令和4年3月17日、処分庁に対し、令和2年5月10日を基準退職日とし、支払期日が令和元年10月31日、同年11月30日、同年12月31日、令和2年1月31日、同年2月29日、同年3月31日、同年4月30日及び同年5月31日の定期賃金が未払であること等の確認を求める本件確認申請をした。

(確認申請書)

(4) 処分庁は、令和4年10月24日付けで、本件確認申請に対し、「事業主が未払賃金の存在を一貫して否定しており、未払賃金額等の判断根拠として、賃金額やその支払い状況を裏付ける物証がなく、申請労働者の申立てと同人が付けた就労日メモのみで同人の申立て内容の信ぴょう性を補完する具体的な物証・事実等が認められないため。」との理由を付して、本件不確認処分をした。

(不確認通知書)

(5) 審査請求人は、令和4年11月25日、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和5年8月29日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の勤務先にはタイムカードがなかったため、審査請求人は就労日等を記載した日誌を当時付けていた。処分庁が、この日誌の記録に基づき算定した未払賃金額を認めてくれなかったため、本件不確認処分の取消しを求める。

(審査請求書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求の論点は、審査請求人が求めている令和元年10月31日から令和2年5月31日までの支払期日における未払賃金額について、確認が可能であるか否かである。
- 2 上記1に関しては、以下の事実が認められる。
  - (1) 本件事業主は、解体業を営んでいた。
  - (2) 審査請求人は、Cで雇用され、日給1万2000円の賃金を現金手渡し

による毎月払いで支払われていた。

(3) 本件事業主は、審査請求人に対する賃金の未払はない旨申述している。  
また、審査請求人の利益になることには協力できない旨申し立てており、就労日の記録や賃金を支払ったことを示す書面等の提出に一切応じなかった。

(4) 処分庁は、審査請求人から確認した元同僚ら（3名）に対し、審査請求人の未払賃金額に関する調査を実施したが、未払賃金額の裏付けとなり得る回答は得られなかった（1名は宛先不明により調査不可）。

3 本件審査請求の論点は、上記1のとおり、審査請求人が確認を求めている未払賃金額について、確認が可能であるか否かである。

この点、審査請求人は、勤務先にはタイムカードがないために当時付けていたと主張する日誌を提出し、未払賃金額の確認を求めているが、同日誌は、審査請求人の私的な手帳に就労日等を記載したものと認められ、同日誌からは審査請求人の就労日はうかがえるものの客観的に未払賃金額を確認することは困難である。

一方、本件事業主は、審査請求人に対する賃金の未払はない旨申述し、処分庁からの再三にわたる調査において、審査請求人に対して賃金を支払ったことを示す書面等の提出に一切応じなかったものである。

そのため、処分庁は、上記2（4）のとおり、審査請求人から確認した第三者に対し、審査請求人の未払賃金額に関する調査を実施するも、未払賃金額を裏付ける回答は得られなかった。

以上により、審査請求人の未払賃金額を客観的に確認することができず、また、賃金支払方法が現金手渡しで受渡しの疎明資料の提出が労使双方からなされておらず、賃金未払の有無すら確認できない状況であるため、未払賃金額を確認することはできないとした本件不確認処分は違法又は不当なものとは認められない。

よって、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不確認処分の適法性及び妥当性について

本件においては、審査請求人の賃金は日給1万2000円で、毎月現金手

渡しにより支払われていたものと認められ、未払賃金と認定するためには、実際に就労した日数及びそれにより算定される賃金が支払期日に支払われていないことが認定されなければならない。

審査請求人は、実際に勤務した日数の根拠として自らの手帳等を提出しており、その記載内容を善解すると就労日を記録したものということができるので、その記載の裏付けがとれば賃金算定の基礎とすることは可能である。

しかるに、本件事業主及び審査請求人の元同僚らに対する調査を行うも、上記手帳の記載の裏付けとなるものは何ら得られていない。また、本件事業主は未払賃金はないと申し立てており、賃金が支払期日に支払われていないことを示す資料もない。

したがって、本件については、審査請求人が確認を求める未払賃金については未払賃金であると確認することはできないというほかなく、審査庁の判断は妥当である。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史